平成２１年（フ）第１３１５号
広島市安佐南区沼田町大字大塚3224番地の10
破産者　山上　淳一
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７２号
広島市東区福田３丁目30―16、住民票上の住所広島市東区温品６丁目３番19―302号
破産者　森山　慈郎
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９２号
広島市東区戸坂大上１丁目２番25―304号、住民票上の住所広島県安芸郡熊野町萩原８丁目８番58号
破産者　五拾免　靖
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２７号
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国396番地120
破産者　佐々木　基
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８８４号
北海道北広島市希望ヶ丘５丁目３番地15
破産者　西島　健一
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９０６号
札幌市豊平区美園３条４丁目１番14―205号
破産者　中田祐喜子
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４号
秋田県横手市八幡字上長田70番地４　アバニティ八幡203号
破産者　田嶋　彰宏（旧姓古谷）
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３４６７号
横浜市港南区港南５丁目16番８号　ベルブランシュ302
破産者　上井　宏司
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５７３号
横浜市旭区小高町143番地
破産者　梅崎和歌江
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５７４号
横浜市旭区小高町143番地
破産者　梅崎　才市
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３６号
神奈川県伊勢原市石田316番地の15
破産者　黄金井　孝
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５４号
富山市海岸通256番地　市営住宅102号、開始決定時の住所富山市三上165番地３
破産者　堂前　靖雄
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４７号
東京都足立区中川４丁目43番25号　リムジュールピエス502号、住民票上の住所静岡県浜松市浜北区西美薗122番地の１　クオーレ美薗Ⅰ―202号室
破産者　鈴木　雅之
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
静岡県浜松市東区下石田町267番地の１
破産者　鈴木　　林
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６３０号
静岡県浜松市東区下石田町267番地の１
破産者　鈴木八千代
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２０７９号
京都府八幡市男山雄徳９番地　E19―204
破産者　奥田みずほ
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８９号
京都市伏見区醍醐上ノ山町21番地の４　醍醐上ノ山団地Ｃ３―304
破産者　金田　正規
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
山口県防府市国衙２丁目３番12号
破産者　坂井　幸延
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
愛媛県西条市喜多川702番地２、前住所京都府京都市南区久世上久世町496番地の20
破産者　信原　裕司
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部